

令和8年2月12日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

2番 齋藤松夫



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, 昨年10月29日の教育委員会において、義務教育学校設置方針を決定したことについて	<p>(1) 義務教育学校設置方針決定に至る経過において重要な位置を占めるのは、「小・中学校のあり方検討委員会」の提言と承知する。その提言の趣旨は一つには、4つの小学校の統合、二つには小中一貫校及び義務教育学校を視野に入れた検討、三つには保護者・地域住民と行政間の相互理解を深めることであった。</p> <p>提言の趣旨をこのように理解しているか否かについて所見を伺う。</p> <p>(2) 小・中学校のあり方検討の端緒は、小学校における複式学級化の進行にある。この解決のための選択肢は一つ、醸芳小学校への統合、二つ、小中一貫校、三つ、義務教育学校の三択と理解する。</p> <p>教育委員会はこの三つの選択肢についての検討を行ったうえで、義務教育学校設置決定を行ったのか否かについて伺う。</p> <p>(3) 文科省が6・3制に加え小中一貫校型教育導入に至った大きな理由は、「中1ギャップの克服」にあると承知した。</p> <p>義務教育学校設置を決定した本町教育においても「中一ギャップ」が生じ、教育現場で問題となってきた</p>	教育長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>たのか、事実関係を承知したいので伺う。</p> <p>この点、教育現場を預かる先生方の見解はどうか。職員会議などで議論の対象となってきたのか。どのような認識であるか所見を伺う。</p> <p>（4）提言にある保護者・地域住民と行政間での相互理解の観点からの検討も重要である。</p> <p>睦合・伊達崎・半田小学校学区はスクールバス通学に移行するが、醸芳小学校のかなりの児童が4号線を横断しての徒歩通学となる。これまで以上の負担を児童や保護者にかけることになるのではないかと心配である。この点、教育委員会や「同あり方検討委員会」の中で議論された経過があるか否かを伺う。</p> <p>そこで提言である。スクールバス通学区域と徒歩通学区域を地図上に表して、保護者や町民の意見をよく聞くことである。小学校を醸芳中学校敷地内に移転するという場合、行政当局として最小限の措置としてやらなければならないことである。所見はどうか伺う。</p> <p>（5）文科相は80年近くの長きにわたる6・3制教育の総括を行って、小中一貫教育という選択肢を提供したものと理解する。そのことは同時に、本町における6・3制教育の総括が必要であることを教えている。</p> <p>教育委員会及びあり方検討委員会でそのことを検討した経過があるかどうか伺う。</p>	
<p>2、義務教育学校設置方針決定が、教育委員会規則第14条の秘密会で行われたこと等について</p>	<p>（1）教育行政に関する情報の公開は、本町情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、厳正に執行されているかどうか所見を伺う。</p> <p>（2）昨年10月29日開催の教育委員会における「議案第23号 桑折町立小・中学校のあり方に関する基本方針について」の協議・決定は、教育長の発議による教育委員会規則第14条に基づく秘密会でのものであった。</p> <p>係る重大案件、町民の重大関心事を「秘密会」で行わなければならない理由は何か、事実に基づく答弁を求めるものである。</p> <p>（3）同じく、「小・中学校のあり方検討委員会」に関する当局からの報告もしばしば秘密会で行われてい</p>	

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>ることは驚きである。この理由も伺う。</p> <p>（4）このような事務執行は小・中学校のあり方検討委員会の提言末尾で述べている「保護者・住民と行政間の相互理解」の趣旨を無視するものではないか。所見を伺う。</p>	
<p>3、町 HP 掲載の「公平公正」・「情報の公開と共有」・「クリーン」の基本姿勢について</p>	<p>（1）町政執行全般にわたり、この基本姿勢を貫いてきたとの認識か否か、所見を伺う。</p> <p>（2）秘密会で教育委員会が、義務教育設置方針を決定したことについての町長見解を伺う。</p>	
<p>4、令和7年度の熊被害対策の到達点及び新年度に向かっの基本方針について</p>	<p>（1）令和7年度において、熊被害対策が深刻かつ緊急課題となった。町はこれに対し専決処分等の措置を講じ対策を行った。その具体的成果及びその取り組みに対する総括的所見を伺う。</p> <p>（2）令和8年度に臨む基本方針的なものを伺う。</p> <p>（3）政府は昨年11月14日、関係閣僚会議を開き「クマ被害対策パッケージ」を決定、多岐にわたる施策を進めてきた。本町としてはこれらの施策を積極的に活用し、対策を抜本的に強化する必要があると考える。</p> <p>この観点から次のことを提言する。</p> <p>熊被害対策の基本は、熊出没から町民の命を守る即応体制の確立と共に、長期展望に立って人と熊の住み分けを物理的手段によって構築することである。</p> <p>第1に着手すべきは、町の北から南まで緩衝帯を整備すること。</p> <p>第2は、緩衝帯をベースにして電柵による侵入防止措置を講ずること。</p> <p>第3に、河川及び道路などから侵入した熊を効率的に捕獲する対策と、侵入を防ぎまた侵入をいち早く周知するためのIT機器の活用である。</p> <p>第4は、これら全体の管理体制確立とマンパワーの確保。</p> <p>第5、これが決定的に重要であるが、財源対策である。政府は各メニュー毎に交付金を交付し増額もしている。さらに特別交付税措置もある。これらを最大限活用し、これらの事業を可能な限り公共事業として行</p>	

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	うことである。 以上、5つの提言であるが所見はどうか伺う。	